

# 『労使一体となり労働災害を防止しましょう』!!

大分労働局・労働基準監督署

大分県の平成28年における休業4日以上死傷者数は1,214人となり、前年を210人(3.3%)上回りました。業種別に見ると、製造業、畜産・水産業、商業、清掃・と畜を除くほぼ全業種で増加しており、特に農林業では33.3%、運輸交通業では26.2%、接客娯楽業では9.1%、建設業では8.6%と著しく増加しています。

また、死亡者数は前年と比較して1人減少しましたが、11人もの尊い命がなくなっています。これらの死亡災害の発生原因は、

- 現場責任者による作業現場の安全確認、安全対策が不十分
- 具体的な安全作業指示が不十分
- 安全確認、安全対策を行わず危険箇所へ立入り
- 労働者間の合図の不徹底
- 安全衛生教育の不足

等が要因と考えられます。

安全・安心な職場を実現するため、以下に掲げる労使一体となった「職場の安全衛生活動の総点検」等を実施していただくようお願いします。

経営トップが「安全宣言」を行い、経営トップが率先して職場の「安全パトロール」を実施するなど職場内における「安全衛生活動の総点検」を実施すること

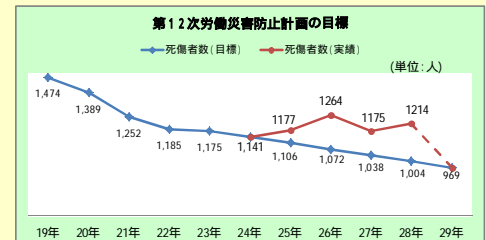
作業における危険のポイントを洗い出し、作業の安全ルールを再確認すること

当局が提唱する「安全の見える化運動」、労働災害防止用ロゴマーク「Safe work OITA」等による安全意識の向上を図ること

小規模事業場においても「安全推進者」を配置するなど事業場の安全管理体制を充実すること。

墜落危険箇所、はさまれ・巻き込まれ、感電等危険箇所に手すり、カバー、危険の表示等の設備対策を講じること。

雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育の徹底を通じて、未熟練者を含むすべての労働者に安全衛生の基本を習得させること。



大分県の平成28年死亡労働災害発生状況				
発生月	業種(中分類)	事故の型		
1	1月	建築工事業	墜落・転落	構造部の塗装を行うため、足場の設置作業を行っている際、作業床から10m下の地上に墜落したものを。
2	1月	その他の建設業	その他	冷却塔内部の付着沈殿物をブラシで取り除く作業をしていたところ、冷却塔内に繁殖していたレジオネラ菌に感染したものを。
3	2月	鉄鋼業	高温・低温の物との接触	建屋内で装置のメンテナンスをしていたところ、装置の中から高温の溶融物が流出して接触したものを。
4	2月	鉄鋼業	墜落・転落	屋外の荷揚装置において清掃作業を行っていたところ、通路から墜落したものを。
5	2月	土木工事業	崩壊・倒壊	治山工事において、落石防止の鉄板の回収を行っていたところ、突然土砂が崩壊して被災者が土砂に埋まったものを。
6	3月	その他の建設工事業	感電	鉄塔に登り、電線の交換作業を行っていたところ、通電部分に触れ感電したものを。
7	7月	港湾運送業	おぼれ	木材運搬船に木材積み込み作業の休憩中、海に墜落したものを。
8	7月	土木工事業	はさまれ、巻き込まれ	ダンプで土砂運搬中、法面下に転落したダンプ後輪の下敷きとなったものを。
9	8月	非鉄金属製造業	はさまれ、巻き込まれ	バキューム車で吸引した鉾石をタンクハッチを開き排出後、ハッチを閉めたとき、ハッチに挟まれたものを。
10	11月	林業	激突され	伐木作業中、落下してきた岩石に激突されたものを。
11	11月	農業	はさまれ、巻き込まれ	梨園で、散布機により堆肥散布作業中、散布機の荷台と梨の木の間に頭を挟まれたものを。

## 全業種共通の労働災害防止対策

作業における危険のポイントを、作業者の意見を踏まえ洗い出し、作業の安全ルールを確認する。

安全ルールを朝礼等で唱和し、各作業者の守るべきルールを毎日認識する。

安全ルールをカード化等にして、視覚に訴える「安全の見える化運動」により普及促進する。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、適正な走行計画、適正な労働時間の管理を行う。

6月を「STOP！転倒災害重点取組期間」に設定し、職場巡視・点検の実施を行う。

5月から9月を「熱中症防止取組期間」に設定し、周知徹底を行う。

## 林業関係の安全ルールのカード

### 「林業安全遵守5原則」

- 1.安全な距離の確保と危険範囲の立入禁止
- 2.伐倒方向・退避場所の確認と合図の徹底
- 3.かかり木処理は、  
フェリングレバー、チルホール使用  
一人作業は禁止
- 4.問題発生まず報告、みんなで検討・対処する
- 5.確認作業は、指差呼称

## 陸上貨物運送業労働災害防止対策

荷役作業の5大災害(墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト作業、無人暴走、トラック後退時の事故)防止に取り組む。

## 転倒

44% (320人)



## 第三次産業における労働災害防止対策

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づき、安全衛生活動を全社的に取り組む。

「4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)」、「危険予知(KY)活動」、「安全の見える化運動」、安全意識の向上啓発の安全活動を実施する。

「安全通路」を確保し、転倒災害防止を徹底する。

安全活動を推進する安全の担当者「安全推進者」を配置する。

雇入れ時又は作業内容の変更時における安全衛生教育を徹底する。

## 建設業における労働災害防止対策

「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による労働災害防止のための「現場内安全活動の総点検」、「経営トップによる安全パトロール」を実施する。

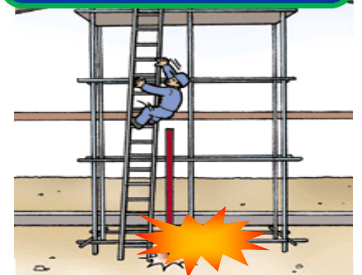
「足場先行工法」、「土止め先行工法」等による「墜落・転落」、「土砂崩壊」等の労働災害防止対策を周知・徹底する。

車両系建設機械、移動式クレーン等の「接触」、「転倒」等の労働災害防止対策を周知・徹底する。

「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」、建設機械オペレーターの「大分県建設機械シートベルト着用運動」を普及促進する。

## 墜落・転落

17% (212人)



## はさまれ・巻き込まれ

12% (147人)



## 製造業における労働災害防止対策

「食料品加工用機械」、「木材加工用機械」、「工作機械・設備」等による「切れ・こすれ」、「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止するため、危険箇所の覆いの設置、原材料の送給・取り出し時の運転停止等の措置を周知・徹底する。

雇入れ時又は作業内容の変更時における安全衛生教育を徹底する。

視覚に訴える「安全の見える化運動」を普及促進する。